

地理空間情報活用推進基本法の動向と 国土地理院の取組について




平成23年11月15日

国土交通省 国土地理院
地理空間情報部 情報企画課

 国土地理院

Geospatial Information Authority of Japan

本日説明する主な内容

 国土地理院

1. 最近の動き

- ▶はじめに
- ▶G空間行動プランのフォローアップ
- ▶準天頂衛星システム事業の基本的な考え方
- ▶新たな基本計画の策定

2. 平成23年度補正予算と平成24年度概算要求

3. フレッシュマップ2011

1. 最近の動き

1-1. はじめに

3

➤ 阪神・淡路大震災（平成7年1月）で注目

- ✓ 被害状況の把握、瓦礫撤去業務に活躍
- ✓ 関係機関が各々保有する地図や関連情報を相互利用が困難という問題

➤ 海外の状況（当時）

- ✓ 国土空間データ基盤に関する大統領令
（米国 1994年（平成6年））
- ✓ 地理空間情報に関する国際的な標準化開始
（ISO/TC211の設置 1994年（平成6年））

4

◆平成7年9月「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」設置



◆平成17年9月 「測位・地理情報システム等推進会議」設置
(平成19年3月 「GISアクションプログラム2010」)

◆平成19年5月 地理空間情報活用推進基本法成立

5

➤ 地理情報の電子化、提供が進展

- ✓ 計画に基づき各機関が保有する情報の電子化・提供が進められ、多くの電子情報を入手できるようになった。また、これらの情報が様々なサービスや製品に活用され始めた。

➤ GIS普及のための基礎的な環境が整備

- ✓ 標準化の進展、メタデータの整備、クリアリングハウスの構築、セミナーの実施等により、普及のための基礎環境の整備が進んだ。

➤ GISの知名度が向上

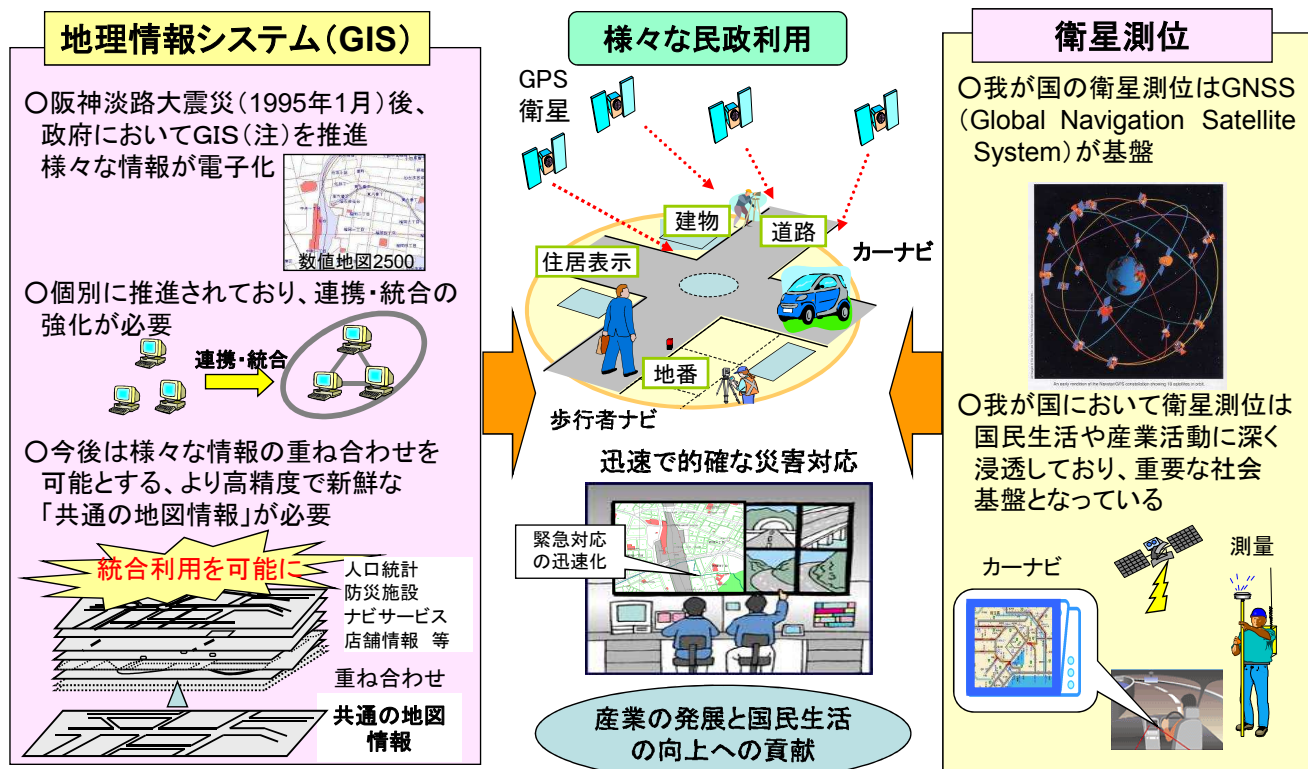
- ✓ 関係省庁連絡会議の設置や計画の実施により、専門機関(部署)以外にも徐々にGISという言葉が浸透してきた。

課題

- ★ 各々の機関で保有するデータの整備(電子化)は進んだが、相互利用や共通利用はまだ不十分。
- ★ 機器や技術の進歩に伴い、地理情報の要求品質が高まってきた。

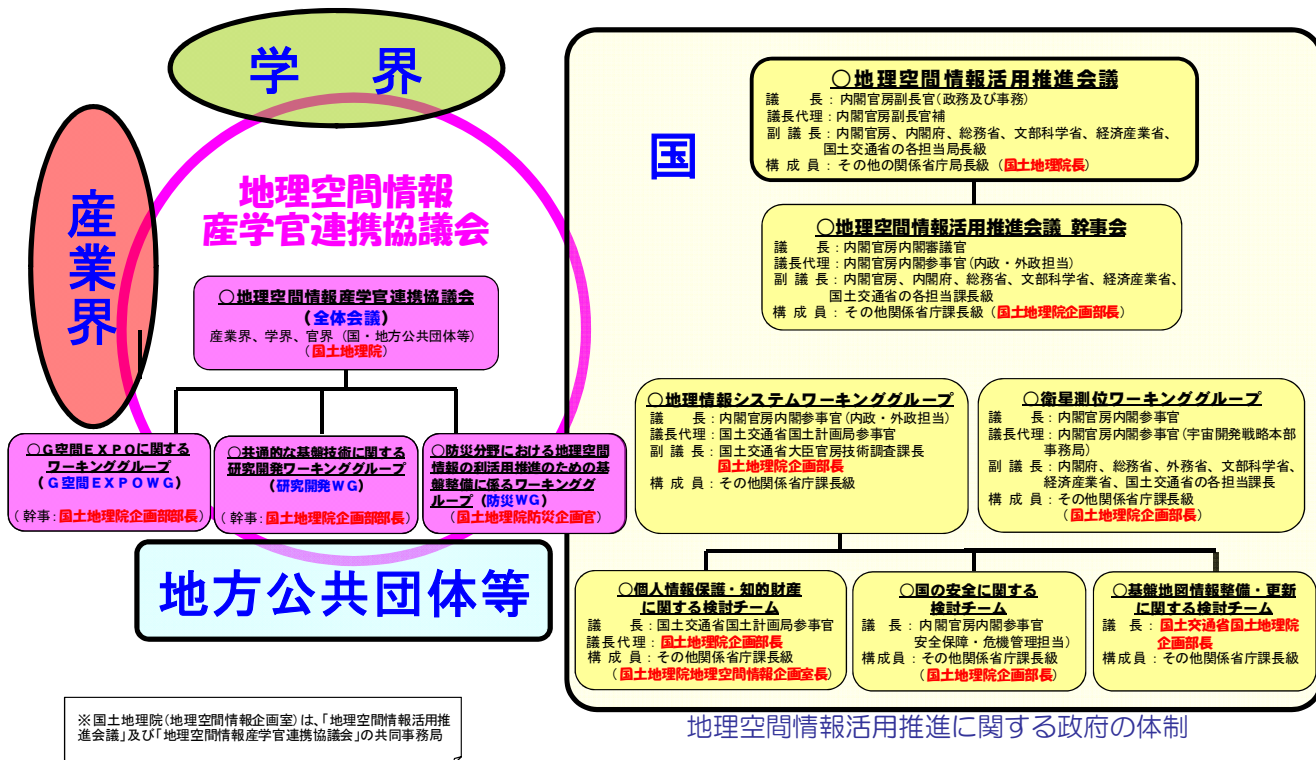
6

世界測地系の導入に伴い、地理情報システムと衛星測位の連携の可能性が拡大



7

産学官の連携 (地理空間情報産学官連携協議会)



地理空間情報産学官連携協議会は平成20年10月16日設置

8

1-2. G空間行動プランの フォローアップと見直し

9

G空間行動プランのフォローアップと見直し（概要）

➤ G空間行動プラン

- ✓ 基本計画に基づき、関係府省において推進する具体的施策の目標やその達成期間等を取りまとめたもの
- ✓ 「地理空間情報活用推進会議」を中心として、毎年フォローアップ及び見直しを行いながら、地理空間情報の総合的・計画的な活用を推進

➤ フォローアップと見直し

- ✓ 平成22年度のフォローアップ及び平成23年度の見直しを地理空間情報活用推進会議幹事会（平成23年9月8日開催）で決定

[平成23年度は新たに20施策が追加](#)

- ✓ 場所情報コードの活用推進（国土交通省）
- ✓ Web連携型国有林地地理情報システムの整備（農林水産省）
- ✓ 口蹄疫防疫マップの開発（農林水産省）
- ✓ 準天頂衛星システム事業計画等宇宙の総合的利用の推進（内閣官房）
- ✓ GPS波浪計による波浪・津波観測の高精度化（国土交通省）
- ✓ VMS（船舶監視）システム開発及び設置（農林水産省）
- ✓ 衛星利用の裾野拡大プログラム（文部科学省）

詳細は、推進会議のWebサイトに掲載

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>

11

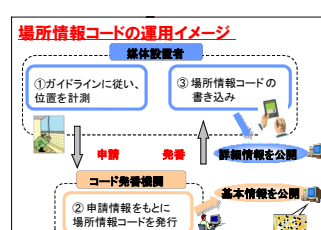
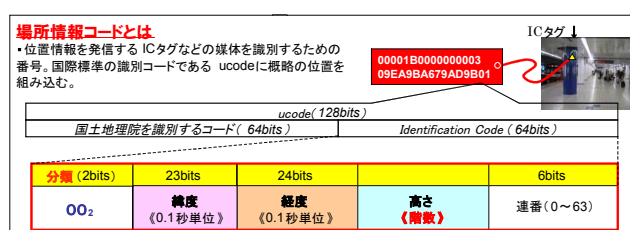
（施策名）

場所情報コードの活用推進（国土交通省 国土地理院）

（概要）

位置に関する幅広い社会需要に対応し、いつでも・どこでも・誰でも必要な精度の位置情報が容易に利用できる社会を実現するために、基準点体系と整合しつつそれらを補完する新しい位置情報基盤の整備が課題となっている。

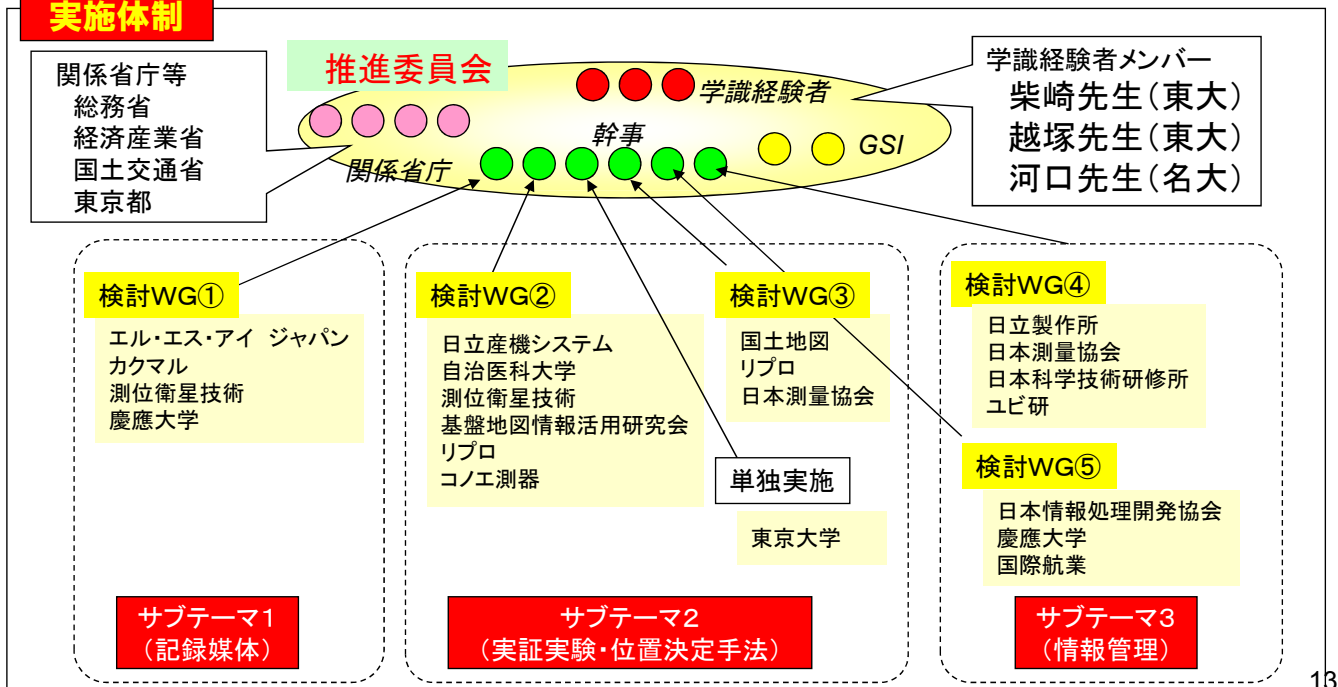
このため、物の識別に使われる国際標準のucodeを利用した場所情報コードを推進し、コード利用のために必要なガイドライン等の策定等を行う。



12

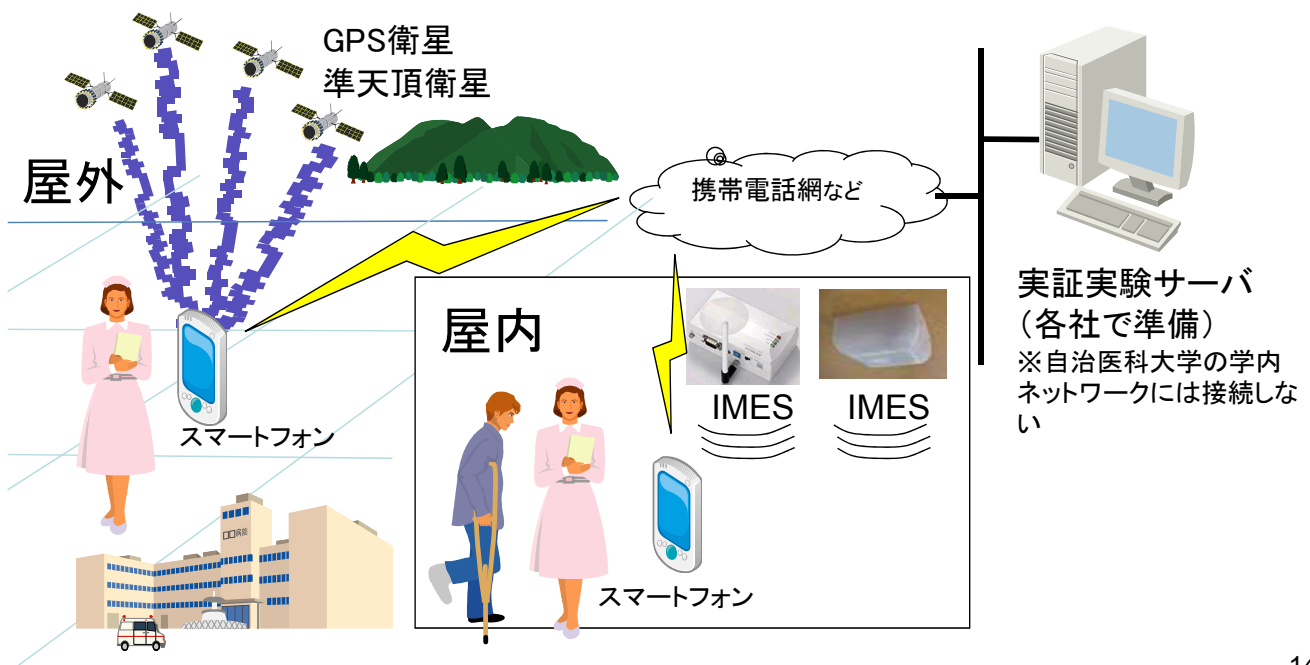
- ✓ 場所情報コードの利活用の可能性の検証を行うため、多様な分野・業種から共同研究者を公募
- ✓ 研究実施期間は平成22年9月～平成23年度末、実証実験は平成23年度実施予定17者を採択

実施体制



自治医科大学での実証実験の概要

- ✓ 自治医科大学内建屋の屋内地図作成
- ✓ 場所情報コードを反映させた位置情報の送信、受信
- ✓ GPS/IMESとスマートフォンの活用に絞り込んだ実験



1-3. 準天頂衛星システム 事業推進の基本的な考え方

15

- 平成22年9月 準天頂衛星初号機「みちびき」打ち上げ
- 平成22年12月 技術実証・利用実証が本格的に開始
(文科省、国交省、総務省、経産省等)
- 例：国土地理院
「LEX信号を用いた高精度測位補正技術に実証実験」
- 平成23年9月 「実用準天頂衛星システム事業の推進の
基本的な考え方」を閣議決定

16

▶ 実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方

平成23年9月30日 閣議決定

▶ 準天頂衛星システムは、

産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国のプレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力向上等広義の安全保障に資するものである。

▶ 具体的には

2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。
将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。

17

◆ 我が国として実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用は、

準天頂衛星初号機「みちびき」の成果を活用しつつ、内閣府が実施することとし、関連する予算要求を行うものとする。

また、開発・整備・運用から利用及び海外展開を含む本事業の推進に当たっては、関係省庁及び産業界との連携・協力を図ることとする。

※ 宇宙開発戦略本部のWebページ

<http://www.kantei.go.jp/ip/singi/utyuu/>

18

1-4. 新たな地理空間情報 活用推進基本計画の策定

19

現行計画の概要

○現計画の目的

誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づいた確かな情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現

○現計画の期間

平成20年4月～平成23年度末まで

○現計画における目指すべき姿

- ① 国土の利用、整備及び保全の推進
- ② 行政の効率化・高度化
- ③ 国民生活の安全・安心と利便性の向上
- ④ 新たな産業・サービスの創出と発展

20

地理空間情報の整備・提供・流通の促進

- 地理空間情報の電子化・提供の方法が普及していない
- 個人情報、知的財産権、国の安全等の観点への配慮も必要
- 様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に整備・提供・流通させるためのルールが必要



計画に掲げる施策の重点

地理空間情報の整備・提供・流通に関する指針を概成

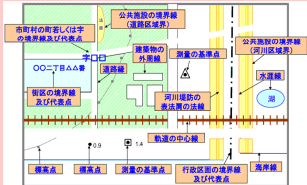
地理空間情報の重ね合わせと基盤地図情報の整備・更新・提供

- 異なる背景地図をもとに位置情報が整備されているため、整合がとれていない
- 地理空間情報の位置の基準となる共通白地図が必要



赤：固定資産
灰：都市計画
青：道路管理

基盤地図情報の整備・提供を推進



衛星測位に係る研究開発、技術実証・利用実証の推進

- 衛星測位の利用については、米国のGPSに依存
- 信頼性の高いサービスの安定的な確保が必要

米国政府との密接な連絡調整と衛星測位の高度な技術基盤の確立を推進

産学官の連携の強化

- 社会のニーズをとらえた施策の実施、技術開発や多様なサービスの展開を実現することが重要
- 産学官連携が必要



地理空間情報の活用推進に関する産学官連携を強化

新たな基本計画の策定スケジュール

現行の基本計画が平成23年度末で終了するため、これに続く新たな基本計画を策定する。

○新たな基本計画の期間

平成24年度～ 5年間 (P)

○策定に向けたスケジュール

- ・平成23年9月 推進会議幹事会 (方針と予定を確認)
- ・平成23年12月まで 素案作成 (論点整理)
関係省庁との協議 (意見聴取)
- ・平成24年1月ごろ パブリックコメント
- ・平成24年3月ごろ 推進会議、基本計画決定

○基盤地図情報の概成・提供開始

- ・都市計画区域において2500レベルが入手可能に
→ 今後は更新、利活用の促進が課題

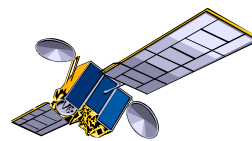
○個人情報等のガイドライン策定

- ・個人情報の取扱いに関するガイドラインを策定
- ・二次利用促進に関するガイドラインを策定



○準天頂衛星初号機の打ち上げ、利用実証

- ・「みちびき」打ち上げ（H22/9）
- ・利用実証、技術実証の実施



○産学官の連携

- ・産学官連携協議会を設置
- ・G空間EXPOの開催

23

○情報通信技術の進展に伴う課題と可能性

- ・クラウドコンピューティング、ソーシャルメディアの台頭
- ・マッシュアップやオープンソースなどの技術の進展
- ・スマートフォン、モバイル端末の高度化
- ・Wi-Fi、RFIDなどの無線通信環境の充実
- ・いつでも、どこでもネットワークにつながる環境の到来

→ 実空間の様々な「モノ」の情報を地理空間情報として複合的なサービス等、利用がひろがる可能性

→ 個人情報保護、プライバシー、セキュリティの課題、利用と保護のバランスを確保することが重要



○地理空間情報技術の進展に伴う課題と可能性



- ・ デジタル航空カメラ、移動体GPS測量機器（MMS）などによる高精度な3次元測量技術の進展
- ・ 準天頂衛星の打ち上げにより様々な利用可能性が現実的に
- ・ 屋内外のシームレス測位やセンサー等の技術の進展

→これらの進歩を生かした質の高い地理空間情報へのニーズへの対応が必要（高解像度、信頼性、鮮度等）



→プライバシーや国の安全の観点からの適切な対応が必要

25

○東日本大震災の発生

- ・ 地震、津波、原発事故等の様々な危機に対して、地理空間情報及び関連技術は大きく貢献
- ・ 行政が保有する情報の消失、官民連携不足、地理空間情報として十分に活用できなかった情報も課題

→東日本大震災の復興の加速化、災害に強い国土づくりへ向けて施策を実施していくことが必要

→情報管理の在り方、事業継続など、震災の教訓を踏まえた防災・減災に向けた取り組みが必要



26

○社会的ニーズに対応した質の高い地理空間情報の整備・提供

- ・ 基盤的な地理空間情報の持続的な更新、提供
- ・ 利用者が簡単に入手、活用できる環境を整備

○地理空間情報のより高度な活用を可能とする位置情報基盤の整備

- ・ 場所やモノを識別するためのIDやコード体系の整備を推進
- ・ 屋内外や海域まで、シームレスな位置情報の利用環境整備

○大震災からの復興、災害に強い国土づくりへの貢献

- ・ 災害発生から復旧まで、最大限活用する体制や情報の整備



G空間情報を高度に利活用する社会の実現へ

27

○作業の状況

事務局（内閣官房、国土地理院、国土政策局）において、G空間情報や技術の状況、これに関連する社会状況や課題等について論点整理、関係省庁との協議を行いながら、

現在、改定素案の作成作業を実施中

○今後の予定

改定素案作成後、必要に応じて適宜意見聴取を実施するとともに、関係各省への意見照会、協議、パブリックコメントを経て、改定案を作成する予定。

改定案は、地理空間情報活用推進会議及び必要な手続きを経て、

平成23年度末に新たな基本計画となる予定

28

2. 平成23年度第3次補正予算と 平成24年度概算要求

29

平成23年度第3次補正予算

30

- 平成23年度第3次補正予算については、
1. 東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復旧・復興等を協力を推進するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取り組みを緊急に進めるために必要な経費
 2. 台風12号等により被害を受けた公共施設等の災害復旧等に必要な経費
- を計上することとする。

31

第3次補正予算国費総額 1兆2,448億円

【国土地理院関係】 総額7,282百万円

- I 復旧
(国土地理院関連なし)

➤ II 復興
地理空間情報のアーカイブ整備 1,700百万円

➤ III 全国防災
電子基準点による地殻変動監視体制の強化 4,041百万円
高精度標高データ整備 1,497百万円

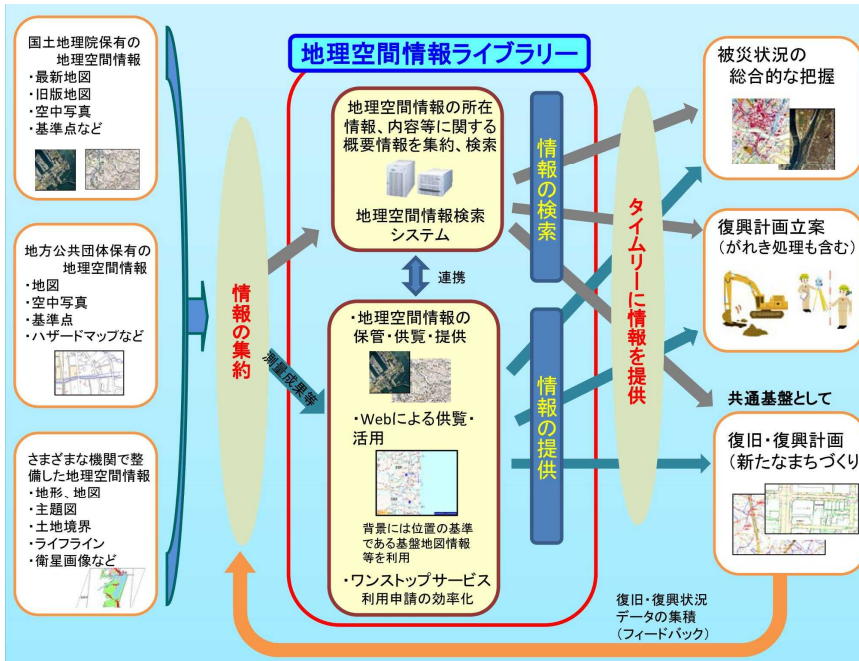
32

Ⅱ 復興

✓ 地理空間情報のアーカイブ整備

1,700百万円

国土地理院保有の空中写真・地図及び地方公共団体作成の地図をデジタル化し、アーカイブを整備するとともに、地理空間情報ライブラリーに登録し、地理空間情報を蓄積・利用・提供するためのシステム環境を整備する。



総合的な検索・入手・利用が可能

- 迅速な情報収集ができる
- 重複・類似した情報整備が不要となり、行政コストの低減ができる
- 災害時の地理空間情報のバックアップとして機能する

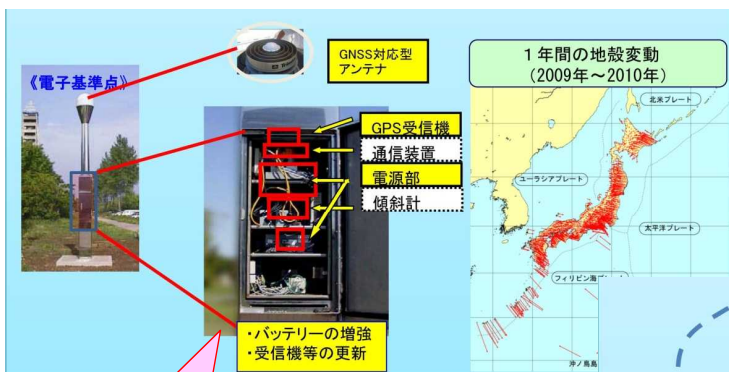
23年度3次補正の業務

Ⅲ 全国防災

✓ 電子基準点による地殻変動監視体制の強化

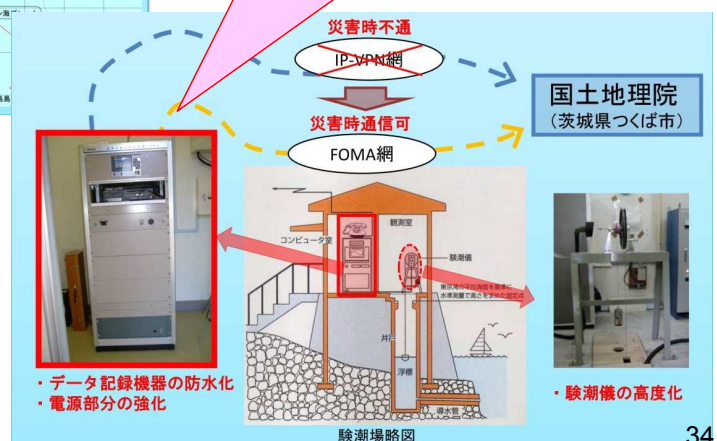
4,041百万円

将来の巨大地震発生時にも各種観測を継続的に運用し、確実に防災情報の提供を行なうことが可能となるよう機器、設備の防災対応能力を向上。



大地震や津波による潮位観測の欠測を防ぐため、通信の二重化、電源部の強化、データ記録機器の防水化対策等を行う

巨大地震発生時にも継続的な観測・情報提供ができるよう、機器の高度化による防災対応能力の向上を図る



Ⅲ 全国防災

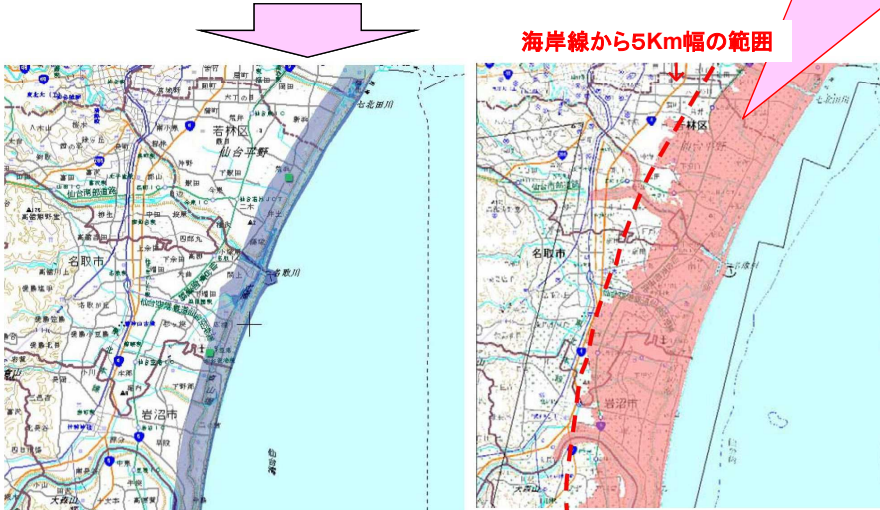
✓ 高精度標高データ整備

1,497百万円

地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域等について、概ね海岸線から5kmまでの範囲を対象に高精度な標高データを整備。

国土交通省では、これまでに全国の主な沿岸域において約1km幅の範囲で精密標高データを既に整備しているが...

今回の大震災では1km幅より更に内陸地域にも津波が襲来



概ね海岸線から5km * までに整備範囲を拡大し、高精度標高データを作成・提供！

種々の防災・減災対策に資する資料の高精度化や視覚化に活用されることで津波シミュレーションや避難経路や避難先の特定等が可能になる

* 標高についても考慮する

既存の精密標高データ

「東日本大震災」における浸水範囲の概況 (宮城県仙台市東南部)

平成24年度概算要求

➤ 平成24年度概算要求については、

1. 東日本大震災からの復興、今後想定される大規模災害に備えた国土の管理、社会資本の効果的な維持管理及び国民生活の向上・発展に貢献
2. 高度な位置情報基盤及び基盤地図情報をはじめとした地理空間情報の整備・提供を推進し、その普及を加速するための施策を着実に展開

通常枠として 約103.8億円
 復旧・復興枠として 5.3億円

基盤地図情報整備

➤ 基盤地図情報の更新

1,251百万円

基盤地図情報を、公共測量成果等を活用して迅速に更新する。その際、国、地方公共団体等と密接に連携を図るとともに、最新の測量技術も活用しながら効率的に行う。

【基盤地図情報の利用(例)】

統合型GISの 背景地図として利用  (WebGIS地域マップ) 大阪府門真市	電子入力システムにおけ る工事箇所情報の提供  (電子閲覧箇所図システム) 鹿児島県土木部	観光情報等を提供し、町 おこし的手段として利用  (情報を上乗せした電子国土Web) 岩手県滝沢村	基盤地図情報サイトから のダウンロード件数は 約300万件(H20~H22)  (ダウンロードサイト)
--	--	--	--

【更新の必要性】

- 地上の状況は刻々と変化。現状に合わなくなると地図作成の重複の投資、異なる地理空間情報で整合がとれない問題が再度顕在化。
- 共通白地図として利用されているが、情報が古くなるとその役割を果たすことが困難。
- その結果、現在進みつつある基盤地図情報を活用する各種取組に著しい支障を来す。

【更新手法】



もとの基盤地図情報 → 最新の法定図書による方法 → 新しい法定図書が入手困難な場合、最新の測量技術(正射写真)による更新 → 最新の基盤地図情報

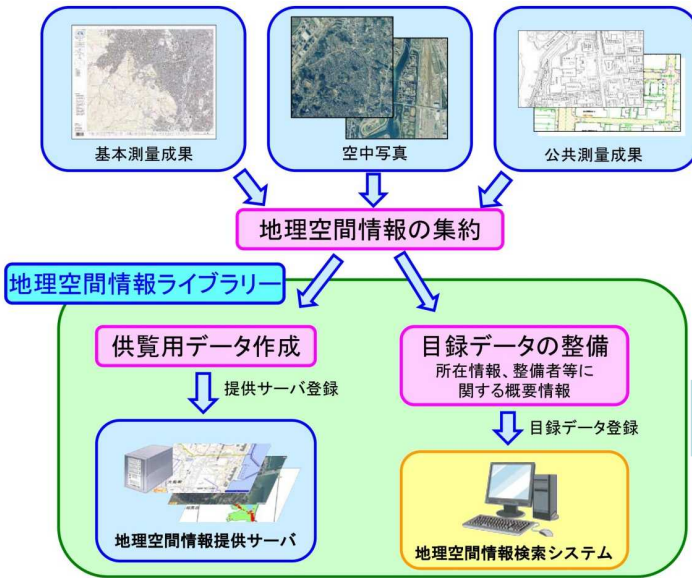
効果

- ◎ 異なる地理空間情報の相互の位置の整合性が確保される
- ◎ 地図情報の共有や重複整備の回避、各種施策等への活用などによる行政の効率化・高度化が図れる
- ◎ 民間分野における新産業・サービスの創出に期待できる

▶ 地理空間情報ライブラリー運用

141百万円

国や地方公共団体等が行う復旧・復興事業により作成される各種の地図や図面等を、「地理空間情報ライブラリー」を通じて整理し、必要な場合はいつでもこれらを参照できる使いやすい仕組みの開発により、被災状況の把握や復旧・復興事業の進捗の確認を行うことを可能とする。



効果

- 迅速な情報収集ができる
- 重複・類似した情報整備が不要となり、行政コストの低減ができる
- 災害時の地理空間情報のバックアップとして機能する

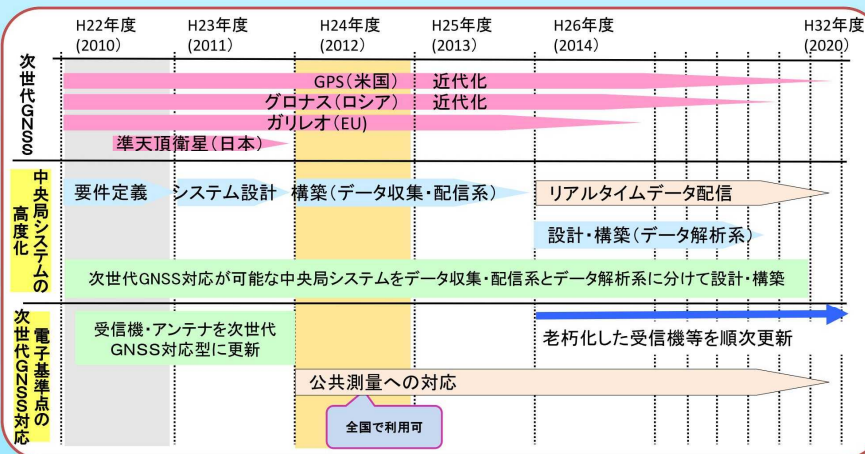
39

▶ GPS連続観測システム(GEONET)の高度化

786百万円

東日本大震災を契機に防災対応力強化のため更新したGNSS対応型電子基準点のデータを測量分野で活用するため、つくば中央局においてGNSSに対応したデータ収集・配信システムを整備する。

□ 多様な衛星測位システムへの対応により、測量利用者に価値ある情報を提供



効果

- 電子基準点の安定的な運用が確保され防災対応力が強化される
- 各国が進めているGNSSデータが電子基準点から提供される
- 地殻変動情報の迅速な提供、民間における地理空間情報サービスの発展に期待できる

40

▶ 災害復興計画基図の更新

529百万円

東日本大震災による東北地方太平洋沿岸の被災地域を対象に整備を行っている災害復興計画基図を更新・提供し、復興事業の支援に貢献する。



効果

- 道路・港湾・河川・建物等施設などの復旧・復興状況を正確に把握することが可能になる
- 国・地方公共団体等が共有して使用できるため、現地の情報共有が図れる
- 災害復旧・復興事業の円滑な実施、各種施設の復旧計画・立案の効果的かつ効率的な推進に寄与する

● 災害復興計画基図の更新

被災地域の復旧・復興対策の検討・実施の際、その時点での現況を詳細に表した地図データが必要。

更新地域概略図

更新予定地域：
東北地方太平洋沿岸の
31市町の被災地域
(対象面積約4,200km²)

被災地の最新状況の反映

- ▶ 道路・港湾・河川・建物等施設の復旧・復興状況
- ▶ 湛水域の変化状況 等

3. フレッシュマップ2011

—電子国土基本図を中心とした地理空間情報の整備・活用促進行動計画—

フレッシュマップ2011とは?

「地理情報を高度に活用することを推進することが極めて重要」

地理空間情報活用推進基本法(平成19年制定)

国土地理院の重要施策

- 利用者に価値のある使いやすい地理空間情報を提供
- 基盤地図情報及びそれを骨格とする電子国土基本図の整備・更新と活用推進

フレッシュマップ2011の作成

— 国土地理院が独自に定めた地理院の行動目標 —
 (施策の具体的な目標を共有し、その上で外部の関係者に連携協力を働きかけて、地理空間情報の高度な活用を推進することを目的)

2013年度(平成25年度)末までの活動内容 43

フレッシュマップ2011

1. 地理空間情報の活用推進と電子国土基本図等の整備・更新

電子国土基本図と基盤地図情報の関係

電子国土基本図

基盤地図情報に地形や植生記号、注記等の一般的な地理空間情報を付加したもの

- ✓ 電子国土Webシステムを通して無償で各種の背景地図等として提供

基盤地図情報

電子国土基本図の項目のうち主要な(骨格的な)ものを抽出したもの

- ✓ 位置の基準となる骨格的なデータ
- ✓ 基本法に基づき一般に無償ダウンロード

一体的に取り組み

課題

- 電子国土基本図等の活用が十分に広がっていない。

原因

基盤地図情報が整備途上で利用できる範囲が限定される。
 利用価値に対する認識が広まっていない。
 利用するためのツール等の利用環境が整っていない。

- 利用者ニーズを適切にかつ継続的に把握し、その活用推進を図る。
- 整備・更新・提供を確実に実施する体制を整える。

2. 計画期間とフォローアップ

➤ 計画期間

- 本年10月1日から2013年度(平成25年度)末までの2年半

➤ フォローアップ

- 本行動計画に沿って施策を遂行
- 結果について各種行政機関をはじめとした利用者からの意見・要望を踏まえ

毎年見直しを行なう

45

3. 電子国土基本図の活用推進のための取り組み(1)

➤ 国及び地方公共団体の公共施設整備・管理者を対象とした活用推進の取り組み

- ① 業務効率化のため電子国土基本図等を活用するための仕組みやツール等を提供
- ② 地理空間情報の紹介を行なうための情報提供カタログ等の説明資料作成
- ③ 業務上の課題に対応する実際的なソリューションを提案
- ④ 電子国土Webシステムを用いて、道路整備・管理担当者の業務ニーズに応えるソリューションの提案
- ⑤ より広範な分野の行政事務に役立つ活用ツール等を作成し、ソリューション提案の発展
- ⑥ 実施に必要な事前の情報共有や研修等の実施

46

▶ 活用のための具体的なツール紹介

電子国土基本図

地理院マップシート：(国土地理院作成)

住所→座標値	座標値→住所	Ver.1 郵便番号/10/000	ふりがな	郵便番号	所在地
1 点	4 20	36.266089	140.47188		水戸市
2 点	4 20	36.598431	140.650467		日立市
3 点	4 20	36.07188	140.195923		土浦市
4 点	4 20	36.179646	139.75291		高崎市
5 点	4 20	36.18058	140.927857		石原市
6 点	4 20	36.30526	138.877014		結城市
7 点	4 20	35.913651	140.189484		豊後市
8 点	4 20	36.184204	138.867514		下妻市
9 点	4 20	36.023204	139.944233		茨城県
10 点	4 20	36.573799	140.51631		茨城県
11 点	4 20	36.713764	140.759183		高崎市
12 点	4 20	36.801865	140.754242		北茨城県
13 点	4 20	36.345287	140.304459		安城市
14 点	4 20	35.911461	140.060385		取手市
15 点	4 20	35.979622	140.149558		牛久市
16 点	4 20	36.073029	140.075441		つくば市
17 点	4 20	36.3564125	140.344937		ひたなか市
18 点	4 20	35.965913	140.455081		鹿嶋市

電子国土基本図を活用したツールのイメージ

事業実施箇所情報図

事業実施箇所の情報共有

施設管理情報図

電子化された調書及び付図を一元管理による業務の迅速化

災害情報図

工事や災害などによる通行止め情報の共有

47

3. 電子国土基本図の活用推進のための取り組み(2)

▶ 民間事業者等を対象とした活用推進の取り組み

- ① 道路中心線も含めた電子国土基本図のベクトルデータについて、適切な提供方法等の検討及び提供開始
- ② 一般に利用しやすい汎用的なデータ形式での提供及びダウンロードサイトの改良
- ③ 更新方法と更新予定の公表、更新部分のデータ(差分情報)の提供開始
- ④ 基盤地図情報に対応しているソフトウェアを周知する制度及び基盤地図情報との適合を保証(認証)する制度の新設
- ⑤ 今後の具体的な施策検討のため、民間事業者等の協力を得てニーズ調査の実施

3. 電子国土基本図の更新

➤更新の方法（面的更新と迅速更新）

✓面的更新（一定の地域の情報を面的に更新する方法）

- ① 都市計画区域においては、都市計画基図の更新にあわせて電子国土基本図等を更新
- ② 平野部の区域においては、主に空中写真を活用して10年以内に更新
- ③ 山間部の区域においては、大規模な地形改変があった場合について、空中写真撮影等を活用しできるだけ速やかな更新

✓迅速更新（特定の地物等の変化部分を更新する方法）

- 基本法に基づき、国民の利便性の向上、効果的かつ効率的な公共施設の管理、防災対策の推進に寄与する情報について優先
- 特に道路は、電子国土基本図の情報項目の中でも行政機関はもちろん、一般国民における新鮮さに対するニーズが極めて高いと考えられるため、情報の収集と更新を重点的に検討

49

➤道路に関する更新目標

区分	高速道路 国道指定区間	国道指定区間外 主要地方道 一般都道府県道	その他
大規模な変化の場合	供用と同時に更新・提供	供用後3ヶ月以内に更新・提供	情報提供があったものについて供用後6ヶ月以内に更新・提供
上記以外の場合	情報提供があったものについて供用後6ヶ月以内に更新・提供	面的更新で対応	面的更新で対応

* 大規模な変化の場合とは、道路やインターチェンジの新設、又は車線数の増加を伴う道路形状の変更で更新すべき距離が500m以上のものとする。

* 大規模な変化の場合について高速道路・国道指定区間以外であっても、道路整備・管理者から2,500分1以上の制度と世界測地系に準拠した位置座標を持つ計画図CADデータ等が提供され、かつ、供用開始情報が概ね1ヶ月以上前に提供されたものについては、供用と同時に更新・提供を目指す。

5. おわりに

➤ 地域における取り組み

- ✓ 電子国土基本図等の活用推進とともに、更新情報を的確に入手し、更新できる体制を確立する。
- ✓ これまでの取り組み状況、電子国土基本図等・電子国土Webシステムの利用状況等を踏まえ適切な方法で取り組む。

➤ 地理空間情報の活用促進のための包括的協力協定について

- ✓ 国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、国土地理院及び地方公共団体等が保有する地理空間情報の相互利用を進める。

51

ご清聴ありがとうございました。

